

ウリ類等の害虫セグロウリミバエや寄生果実が断続的に発見されています

カボチャ、ニガウリ、キュウリなどの適切な防除
と不要な果実の除去・廃棄をお願いします



セグロウリミバエ（体長8～9mm）

【被害を受ける農作物の例】



ウリ類全般、グアバ、ドラゴンフルーツ、パパイヤ、パッションフルーツ、トマト、ピーマン、トウガラシ、インゲンマメ

【住民・生産者の皆さまへのお願い】

①簡易誘殺板には触らないでください

防除のために綿棒を吊り下げます

セグロウリミバエの誘引剤などが含まれるため、触らないでください

①簡易誘殺板には触らないでください



②適切な防除

防虫ネットや農薬散布などの適切な害虫防除・栽培管理をしてください

令和7年度 技術情報第9号に記載された農薬が使用できます

（※使用可能な農薬については、JA購買課窓口、産業課または役場HPIにてご確認ください）

※農薬散布の際は近隣のほ場や動植物への影響にご注意ください

（近接した有機栽培ほ場や島内の養蜂農家へ影響を及ぼす恐れがあります）

（また、散布される際はミツバチへの影響が少ない夕方に行うようご協力をお願いします）

③不要な果実を野外に放置しない

収穫予定のない果実、摘果・収穫後の残渣は畑や庭に放置せず、地中深くに埋めるか、ビニール袋に密封して速やかに廃棄してください

④ウリ科雑草の除去

畑や近所にある**オキナワズメウリ、クロミノオキナワズメウリ**などのウリ科雑草は、実を含めて植物ごと除去・廃棄に協力をお願いします



④ウリ科雑草
オキナワズメウリ



⑤島内消費にご協力ください

現在、これら作物の移動は規制されていませんが、可能な限り島内で消費していただくようご協力をお願いします

⑥栽培自粛のお願い

適切な防除が出来ないほ場においては、対象作物の栽培は自粛していただくようお願いします 寄生果実を発見した場合は、役場産業課へ連絡をお願いします

【お問い合わせ先】

門司植物防疫所名瀬支所：0997-52-0459

鹿児島県大島支庁農政普及課特殊病害虫係：0997-52-0299

与論役場産業課：0997-97-4924

（2025.6.26版）